

相模原市ウィークリースタンス特記仕様書

(目的)

第1条 労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、公共工事及び公共工事に係る委託業務を円滑かつ効率的に進めるために、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定め、計画的に履行することにより労働環境の改善を行い、工事目的物及び成果品の品質確保・向上及び担い手の育成・確保を図る。

(取組の内容)

第2条 発注者は、以下の項目を例として受注者と取り組む内容を確認及び調整の上、設定する。

- (1) 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるよう金曜日には依頼しない
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない
- (6) 16時以降の現地立会を行わない
- (7) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (8) その他、任意に設定する

(運用方法)

第3条 発注者は契約後の初回打合せ時に、前条各号の内容について受注者と取り組む内容を確認し設定する。

2 受注者は前項の規定により設定した内容を施工計画書又は業務計画書に記載する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。